

○神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年12月24日条例第43号）

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例

平成11年12月24日
条例第43号

改正 平成12年11月28日条例第73号 平成19年1月19日条例第2号
平成22年12月28日条例第88号 平成27年12月28日条例第103号
平成29年12月28日条例第82号 令和2年12月25日条例第101号
令和5年9月1日条例第64号 令和5年12月26日条例第91号

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例をここに公布する。

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく国土交通省所管の法定外公共用財産の使用の許可に係る使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例73号・19年2号〕

（使用料の徴収）

第2条 国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産のうち国土交通省の所管に属し、かつ、県が管理する公共用財産であつて、道路法（昭和27年法律第180号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令が適用されないものの使用の許可を受けた者から、次の各号により算定した額の使用料を徴収する。

（1）土石の採取以外の使用に係る使用料は、別表に定めるところにより計算して得た額とする。ただし、許可を受けた使用の期間が1月に満たない場合は、別表に定めるところにより計算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（2）土石の採取に係る使用料は、別表に定めるところにより計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項に規定する使用料の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。

一部改正〔平成12年条例73号・27年103号・令和5年64号〕

（使用料の減免）

第3条 知事は、使用の許可を受けた者が当該財産を公用、公共用又は公益の用に供するときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第4条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）使用の許可を行った財産を公用又は公共用に供する必要を生じ、当該許可の取消し又は当該許可に係る事項の変更を行ったとき。

（2）天災その他特別な事情により知事が特に必要と認めたとき。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた使用料の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に徴収した使用料は、この条例第2条の規定により徴収した使用料とみなす。

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年1月19日条例第2号）

この条例は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第88号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第103号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日条例第82号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可を受けている土石の採取に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日条例第101号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月1日条例第64号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第91号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積1平方メートル1年	320円	270円	250円	250円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1本1年	700円	590円	560円	550円
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円
鉄塔	使用面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円
	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未	200円	160円	130円	120円

管類	満のもの	長さ1メートル1年				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	260円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円	3,280円
看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
農耕地、牧草地等	使用面積1平方メートル1年	14円	12円	11円	11円	
土石の採取	田圃（たんぼ）砂利の採取	採取量1立方メートル	230円			
	山砂利の採取		260円			
	その他の土石の採取		460円			

- 備考 1 所在地とは、使用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。
- (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市及び座間市の区域をいう。
 - (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。
 - (3) 第三級地 三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。
 - (4) 第四級地 足柄上郡山北町及び愛甲郡清川村の区域をいう。
- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 5 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 6 使用面積、使用物件の長さ、表示面積若しくは土石の採取量が0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル未満であるとき又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。
- 7 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。
- 8 月数は、使用することができる日（以下「使用開始日」という。）から起算し、使用を終える日の属する月の使用開始日に応ずる日の前日までの月数をもって計算する。
- 9 土石の採取以外の使用の期間が2会計年度以上にわたるときは、会計年度ごとに計算する。

一部改正〔平成22年条例88号・27年103号・29年82号・令和2年101号・5年91号〕